

ラオスにおける外国人労働者の入国許可について

2021年4月19日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

2021年1月に「[ラオスにおける外国人出入国管理に関する罰則規定](#)」が発行されていますが、それに続いて、2021年2月23日付で「外国人労働者のラオスへの入国許可に関する労働社会福祉省大臣による合意（以下、合意）」が発行されています。



今回発行された合意は、2007年の合意の改正であり、2013年に労働法が改正されているため、その内容と整合性をとったかたちとなっています。従って、本合意の内容は、労働法の外国人労働者の入国について規定している第41条から第45条の内容に基づいています。

一度、労働許可証を取得してしまうと、あまり気に留めることがない規定でもありますが、今回は、特に見落としがちな外国人労働者に関する規定をご紹介します。

なお、同合意は、外交官、各国の代表団とその家族、会議・研修参加者、事業許可証に記名されている投資家、国連・国際機関の職員等は適用の範囲外となっています。

2. 外国人労働者の要件について

原則、外国人労働者は、ラオス人では技能が満たされないポジションの補完のため、ラオス人への技能の指導、移転のためにラオスで働くことが許可されています。

(1) 条件

ラオスで働く外国人は、20歳以上、職位に応じたスキルと専門的能力があり、犯罪歴がなく、健康である者と規定されています（合意第7条）。

(2) 責務

ラオスの社会保障基金に加入すること、納税すること、ラオス人へ技能を引き継ぐことなど（合意第9条）

(3) 労働許可期間

雇用契約に基づき、1か月、3か月、6か月、12か月の期間（労働許可証の有効期間）働くことが可能となっています。また、5年を上限として、1回につき最大12か月の延長が可能と規定

されています。

外国人労働者は、最長 5 年間ラオスで働いたのち、新たな職場で雇用される場合、いったん母国へ帰国しなくてはなりません。帰国してから 30 日後に、必要な手続きを経て、ラオスでの新たな雇用先での労働が認められます（合意第 10 条）。但し、雇用者が 5 年を超えて、継続して外国人労働者を雇用する必要があると判断した場合、雇用契約に基づき外国人労働者を雇用することが可能となっています（労働者は帰国する必要はありません）。

3. 外国人労働者の入国許可について

使用者は、事業所内における人材配置計画を作成する際、ラオス人労働者を優先する必要があります。ただし、その需要をラオス人労働者で満たすことができない場合には、使用者は、外国人労働者の使用を労働監督機関に申請する権利を有します。

（1）クォーター制（合意第 17 条）

事業所内の外国人労働者受入れ比率は、次の規定に従う必要があります。

- ア) 肉体労働を行う技術専門家は、事業所内の全ラオス人労働者数の 15%
- イ) 頭脳労働を行う技術専門家は、事業所内の全ラオス人労働者数の 25%

なお、クォーターは、1 年間に何度でも申請可能であり、許可書発行日から同年 12 月 31 日までの最大 1 年間有効となっています。12 月 31 日までに入国しなかった場合は、再度クォーターの取得申請をする必要があります（合意第 21 条）。申請から許可取得まで、15 営業日と規定されています。

クォーター取得後に、外国人の入国許可申請を別途行う必要があり、申請後 3 営業日で入国許可書が発行されます（合意第 38 条）。

（2）労働許可証

外国人労働者は、ラオスに入国後 30 日以内に労働許可証を取得する必要があります（合意第 25 条）。30 日以内に取得していないことが、発覚した場合は、超過 1 日つき一人 50,000 キープ（約 500 円）の罰金が科せられます（合意第 41 条）。ラオスでの雇用期間が終了し、母国へ帰国又は第三国へ行く場合は、労働許可証を管轄機関へ返却する必要があります（合意第 39 条）。

その他、外国人労働者は、治安維持省より滞在許可証を取得し、外務省より LAB 2 ビザ（労働ビザ）を取得する必要があります（合意第 23 条）。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 10 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014年、2015年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。yuto.yabumoto@oneasia.legal



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で15年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

satomi.uchino@oneasia.legal